市町村議会で議決した意見書（令和8年10月分）

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日
1	八 幡 平 市	子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書	R8.10.1

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和８年 10 月１日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書 今、日本の学校現場は、個に応じた適切な支援ができるだけの教職員が配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にある。 現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）では、１学級あたりの児童生徒数が小学校 35 人、中学校 40 人、特別支援学級８人と定められている。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、さまざまな特性のある子どもへの適切な支援、不適応の子どもの校内における受け入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導といった、増え続ける多様なニーズに十分に応えることは、現在の教職員数では極めて困難である。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うには、適正な教職員定数への改善が必要である。 また、学校ごとの具体的な教員数の配当基準は自治体の裁量となっているが、教職員の給与に関わる自治体の負担率が 2006 年に２分の１から３分の２に引き上げられて以降、自治体の財政負担は増大した。財政に余裕がある自治体は多くの教職員を配置できるが、財政が厳しい自治体ほど少数しか配置できない状況を生じることとなる。同じ規模の学級数や子どもの数であっても、財政力の違いによって配置できる教職員数に差があることは、義務教育費国庫負担制度の趣旨に反するばかりでなく、日本国憲法や教育基本法に掲げられている教育の機会均等の原則にも反するものである。 こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請する。 記 １　子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を増やすこと。 ２　自治体による教職員数の格差をなくし、教職員配当にかかる地方財政の負担を軽減するため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。